

令和8年 秋の交通安全県民運動

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～



<歩行者>

歩行者の安全確保と
反射材用品の着用促進



<自転車>

自転車・特定小型原動機付自転車の
交通ルールの理解・遵守の徹底

<自動車>

夕暮れ時の早めのライト点灯と
飲酒運転や
「ながらスマホ」の根絶



ナボリスをダウンロードして
VR動画を体験しよう!



9月21日 月 ～ 9月30日 水

県内統一デー

9/24 (木) 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進デー

9/25 (金) 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶デー

9/28 (月) 自転車・特定小型電動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底デー

9/30 (水) 交通事故死ゼロを目指す日 (全国一斉)

奈良県警察



ナボリスはこちら ▶



運動重点



<歩行者>歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

横断歩道を利用しましょう！

車の直前・直後の横断や斜め横断は大変危険です。
道路を渡るときは、近くの横断歩道を利用しましょう。



また、横断前や横断中も、車やバイクなどが近づいてこないか周りをよく確かめて横断しましょう。

夜間は反射材用品等を活用！

夜間は反射材用品やライトなどを活用して、自分の存在を「知らせる」工夫をしましょう。



生活道路における

令和8年9月1日
施行

法定速度が30km/hに引き下げ

生活道路では子どもをはじめとする歩行者や自転車に注意！

生活道路における自動車の法定速度が

60km/hから30km/h

に引き下げられました。

ここでいう生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯がない比較的狭い道路のことです。道路標識・標示で最高速度が指定されている道路は、その指定速度が優先されます。



<自動車>夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

飲酒運転は

絶対にしない！させない！

令和8年7月21日
施行

酒酔い運転の要件に数値基準を規定

血液1mlにつき1.0mg以上

又は

呼気1ℓ中につき0.5mg以上

のアルコールを身体に保有する状態

※その他、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態



◆酒酔い運転

罰則 5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

違反点 35点→免許取消し（欠格期間3年）



◆酒気帯び運転

罰則 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

違反点 25点（0.25mg/ℓ以上0.5mg/ℓ未満）→免許取消し（欠格期間2年）

13点（0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満）→免許停止（停止期間90日）



ハイビーム（上向き点灯）を活用しましょう！



夕暮れ時は早めにライトを点灯し、対向車や先行車がないときは、ハイビームを活用して、歩行者や自転車を早く発見しましょう。

ながらスマホは危険！

「ながらスマホ」は、他の通行を妨げるだけでなく重大な事故に繋がる危険な行為です。

「ながらスマホ」は絶対にやめましょう。



<自転車>自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

自転車の

交通反則通告制度（青切符）の導入

令和8年4月1日
施行

自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されました。悪質・危険な違反行為は検挙の対象となります。

ながらスマホ 反則金：12000円	道交法違反の立ち入り 反則金：7000円	二人乗り 反則金：3000円
信号無視 反則金：6000円	イヤホン等を使用 反則金：5000円	一時不停止 反則金：5000円



自転車
ルールブック



自転車
ポータルサイト

※上記以外にも対象となる違反があります。詳しくは自転車ポータルサイト等をご覧ください。

「自転車安全利用五則」を守ろう！

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



かぶろうヘルメット
守ろう命

特定小型原動機付自転車の
ルール知っていますか？

- ① 運転免許は不要（16歳未満は運転禁止）
- ② ナンバープレートが必要
- ③ 自賠責保険の加入が必要
- ④ 最高速度は時速20km以下
- ⑤ 車道を通行
- ⑥ 乗車用ヘルメットの着用が努力義務



交通違反は検挙されます。